

居宅介護支援重要事項説明書

<令和6年4月1日現在>

1 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

| | |
|-------------|-------------------------|
| 事業所名 | 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会 介護事業所 |
| 所在地 | 京都府与謝郡与謝野町字岩滝2272番地1 |
| 事業所指定番号 | 2672000169 |
| サービスを提供する地域 | 与謝野町の区域（岩滝地域） |

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

| 職名 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 業務内容 |
|------------------|-------|----|-----|------------------------------|
| 管理者 (介護支援専門員) | 介護福祉士 | 1 | 0 | 事業所運営に関わる管理業務 相談援助・給付管理業務 |
| 介護支援専門員 | | 1 | 0 | |

(3) 営業時間

| | |
|------------------------|-----------------|
| 平日 | 午前8時30分～午後5時15分 |
| 土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3） | 基本的に休業 |

* 上記の営業日、営業時間のほか電話等により常時可能な体制としています。

2 利用料金等

(1) 居宅介護支援利用費は、下記の通りです。（1単位単価10円）

ただし、要介護認定等を受けられた方は居宅介護支援については介護保険制度から全額支給されるので利用者負担はありません。

【基本単位数】

| | 要介護1・2 | 要介護3～5 | 備考 |
|----------------|--------|--------|--------------------------|
| 居宅介護支援費(I)(i) | 1086単位 | 1411単位 | 介護支援専門員1人あたりの担当利用者数45件未満 |
| (ii) | 544単位 | 704単位 | 45件以上60件未満の部分のみ適用 |
| (iii) | 326単位 | 422単位 | 60件以上の部分のみ適用 |
| 居宅介護支援費(II)(i) | 1086単位 | 1411単位 | 介護支援専門員1人あたりの担当利用者数50件未満 |
| (ii) | 527単位 | 683単位 | 50件以上60件未満の部分のみ適用 |
| (iii) | 316単位 | 410単位 | 60件以上の部分のみ適用 |

【加算】(1月につき)

| | | |
|--------------|-------|---|
| 初回加算 | 300単位 | 新規利用、または要介護度2段階以上変更として計画を作成した場合 |
| 入院時情報加算(I) | 250単位 | 病院又は診療所に医療機関の職員に対して、利用者の心身の状態や生活環境等の利用者に係る必要な情報を入院した日のうちに提供した場合。 |
| 入院時情報加算(II) | 200単位 | 病院又は診療所に医療機関の職員に対して、利用者の心身の状態や生活環境等の利用者に係る必要な情報を入院した日の翌日又は翌々日に提供した場合。 |
| 退院・退所加算(I)イ | 450単位 | 退院・退所にあたって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行った場合。 |
| 退院・退所加算(I)ロ | 600単位 | |
| 退院・退所加算(II)イ | 600単位 | |
| 退院・退所加算(II)ロ | 750単位 | |

| | | |
|--|--------|--|
| 退院・退所加算(Ⅲ) | 900 単位 | |
| 緊急時等居宅カンファレンス | 200 単位 | 医療機関の求めにより、医療機関の医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要な居宅サービス、地域密着型サービス利用に関する調整を行った場合。 |
| ターミナルケアマネジメント加算(死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問等を行った場合) | 400 単位 | 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、利用者又はその家族の同意を得て、主治医等の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状況変化やサービス変更の必要性を把握すると共に、そこで把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師や居宅サービス事業者提供した場合に算定。 |
| 中山間地域等サービス提供加算 | 5% | サービス提供地域外へサービス提供をした場合 |
| 通院時情報連携加算 | 50 単位 | 病院又は診療所において医師の診察を受ける時に医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報の提供を行い医師又は歯科医師から利用者の必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 1 月に 1 回算定。 |

(2) 保険料の滞納がある場合は一旦 1 ヶ月当たり (1) の額の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。この証明書を後日、役場の介護保険係りに提出されますと、払い戻しを受ける事ができません。

(3) ご利用者はいつでも解約することができ、解約料は不要です。

3 サービス内容等に関する相談、要望、苦情等の窓口

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下記の表のとおり設置します。

| | | |
|--------------------|--------|------------------|
| 事業所 相談窓口 | 窓口責任者 | 野村 由美 |
| | 窓口担当者 | 小室 幸江・山岡 美加 |
| | 受付時間 | 8 : 30 ~ 17 : 15 |
| | 連絡先 電話 | 0772-46-5556 |
| | FAX | 0772-46-3096 |
| | 苦情箱 | 受付窓口に設置 |
| 与謝野町役場福祉課 | 連絡先 電話 | 0772-43-9021 |
| 京都府国民健康保険 団体連合会 | 連絡先 電話 | 075-354-9090 |

4 第三者による評価の実施状況 無

5 事業所の居宅介護支援の運営方針

(1) 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、与謝野町や地域包括支援センター及び地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携および連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

6 居宅介護支援の申し込み、サービス内容

| 主な流れ | 流れと内容等の概略 |
|--|---|
| ①（相談）申込み、受付 ↓ ②契 約 ↓ ③ケアプラン原案作成 ↓ ④サービス担当者会議等 ↓ ⑤サービスの提供 ↓ ⑥ケアプランの評価 | ①ご相談の上「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出いただきます。 ②居宅サービス等に関する契約を行います。 ③利用者宅を訪問して利用者・家族と相談の上、ご希望や必要性等を勘案してケアプラン原案を作成します。 ④サービス事業所を手配し、サービス担当者会議を開催します。 ⑤サービス事業所がケアプランに基づいた適切なサービスを提供しているか確認します。 ⑥利用者宅を訪問して、サービス提供後の利用者の状態及びその置かれている環境等について少なくとも1月に1回は再評価を行います。状態やニーズの変化等に応じてケアプランの見直しを行い記録します。 |
| 居宅サービス計画の作成 | 利用者が居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を考えて、作成します。 |
| 居宅サービス計画の 作成後の管理 （居宅サービス計画の変更等） | 月に一回以上は、居宅訪問にて利用者及び家族と面談し、居宅サービスの実施状況等の把握に努めます。 利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、その他の便宜の提供を行います。 |
| ケアマネジメントの公正中立性の確保 | ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行います。 ① 前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与各サービス割合 ② 前6か月間に作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの提供回数のうち同一事業所によって提供されたものの割合 |
| 介護保険施設への紹介 | 利用者がその居宅において日常生活が困難になったと認められる場合、介護保険施設への入所を希望する場合は紹介やその他便宜を行います。 |
| サービス事業者との連携 | 各種指定居宅サービス事業者等と継続的に連絡を取り、サービス提供の向上に努めます。 訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリングの際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。 |
| 医療機関との連携 | 利用者が入退院する場合、必要に応じて医療関係機関に在宅生活のご様子や居宅サービス計画の内容、サービス利用に必要な情報の提供を行います。 利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、利用者の同意を得て主治の医師の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画を交付します。 利用者が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名、連絡先等を、入院先の医療機関にお伝えください。 |
| 要介護認定等の申請 | 利用者の意思を確認の上、利用者に必要な要介護認定に係る申請について支援します。 |
| 要介護認定調査 | 保険者から要介護認定調査の依頼を受けた場合、公正中立に認定調査を行います。 |
| 障害福祉との連携 | 障害福祉サービスを利用してきた障害者が、介護保険サービスを利用する場合、特定相談支援事業者との連携に努めます。 |

7 緊急時・事故発生時の対応

当事業所が提供したサービスにより事故が発生した場合は利用者の生命、身体の安全を最優先に対応し、速やかに家族及び関係機関に連絡をするとともに必要な措置を講じ、誠意を持って対応します。

サービス提供中に緊急の対応が必要になった場合は、管理者に連絡するとともに迅速且つ適切な対応に努めます。

8 賠償責任について

利用者に対して、サービス提供をする中で（業務遂行中・業務の結果に起因して人格権侵害等の）事故が発生した場合、迅速に応急措置を取り、速やかに利用者の家族及び関係機関に連絡する。

又、賠償すべき事故が発生した場合は迅速に損害賠償を行うものとする。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 人権の擁護・虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護の観点から、利用者が人権の侵害や虐待を受けている、または疑われる事実を確認した場合は、関係機関へ通報義務を負います。

事業所は、人権の侵害や虐待行為を予防するため、指針の整備、定期的な委員会の開催、研修を実施します。

1.1 感染症の感染拡大防止及び業務継続について

事業所は、感染症の発生や感染拡大を防止するため、指針の整備、定期的な委員会の開催、業務継続計画の策定、感染症に関する研修を実施します。

1.2 災害時発生時の業務継続について

事業所は、地震や津波、その他の風水害を含む災害が発生した場合は、必要な居宅介護支援が継続的に提供できる体制を構築するため、災害発生時等の業務継続に向けた計画を策定します。

1.3 ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

1.4 介護支援専門員の交代

(1) 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合は、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他、交代を希望する理由を明らかにして、事業所に対して交代を申し出ることが出来ます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

(2) 事業者からの介護支援専門員の交代

事業者の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。

介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

◆居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 与謝野町社会福祉協議会 介護事業所
所在地 京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2272-1

名 称 社会福祉法人 与謝野町社会福祉協議会 介護事業所 印

説明者 所属 与謝野町社会福祉協議会 介護事業所
氏名 印

令和 年 月 日

<利用者>

住 所

氏 名

印

<代理人>

住 所

氏 名

印